

平成20年4月1日

街区基準点の取扱いについて(指針)

神戸地方法務局

平成15年6月に開催された都市再生本部の会合において示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、都市再生基本調査が実施された。

その成果として街区基準点が設置され、今般、その成果データが国土交通省土地・水資源局国土調査課から各法務局・地方法務局に送付されている。

ところで、街区基準点の具体的な活用を図るための施策として、平成18年8月15日付け法務省民二第1794号をもって民事局第二課長から通知が発出されている。

神戸地方法務局では、これらをふまえ、当局管内における街区基準点について、平成20年4月1日から、下記のとおり取扱うものとする。

記

1 街区基準点の成果データの公開

- (1) 街区基準点の成果データは、街区三角点、街区多角点、節点及び街区補助点を公開する(ただし、街区補助点にあつては、使用承認手続を行う市町に限る。)

成果データは、本局から、管轄登記所に、データ(CD-Rメディア等に登録したもの。)及びデータから出力した情報(ドッチファイルに編綴された紙ベースのもの。)を送付する(別紙1)。

- (2) 成果データの送付を受けた登記所は、データから出力した情報を登記所内の適宜の場所に備え付け、これのみを公開する。

なお、同情報が毀損・破損した場合は、速やかに当該成果を再出力の上、備え付ける。

- (3) 成果データの公開に当たっては、公開請求者からの適宜の申出に
応じ(口頭による場合も可。), 無償で、閲覧させるものとする(コ
ンコピーによる複写も可。)

2 分筆等の登記申請があった場合の取扱い

- (1) 登記所に備え付けられた街区基準点の成果データに基づき、街
区基準点が利用できるにもかかわらず、これに基づかない地積測量
図が作成されていることが判明した場合、以下の措置をとるものとし
る。

- ① 調査報告書が添付された登記申請のときは、理由を記載させる
ものとする。
- ② その他の登記申請のときは、申請人から理由を確認し、適宜、
実地調査書等に記載しておくものとする。
- ③ ①及び②の理由については、下記(2)もしくは(3)に該当する
かどうか調査するものとする。

- (2) 以下の場合(別図参照)は、基本三角点等に基づく測量ができな
い特段の事情に該当するものとして、不動産表示登記事務取扱基
準第8の第1項に準じて取扱う。

- ① 測量対象土地から概ね100m以内に既知点となる基準点が存
しない場合(長期間の工事等により基準点が使用できない場合を
含む。)
- ② 測量対象土地から概ね100m以内に基準点が存する場合にお
て、以下に該当する場合
 - ア 後視点となる基準点がない場合
 - イ 使用する基準点の精度を点検した結果、許容誤差を超える場
合(別紙2)
 - ウ 単路線方式による測量の場合に既知点となる基準点間の距
離が概ね150mを超える場合
 - エ ウにおいて既知点間の結合精度を許容する取付点となる基
準点がない場合

(3) 明らかに前記(2)に該当しないと判断できる場合には、平成18年8月15日付け法務省民二第1794号民事第二課長通知(以下「民事第二課長通知」という。)に準じて取扱う。

3 経過措置等

上記取扱いは、平成20年4月1日以降に測量計画を立て、測量実施したものから適用する。